**公　示**

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和６年８月２２日

収支等命令者

佐賀県伊万里農林事務所長　　川路　勝

**１　業務内容**

(1) 委託業務名　　　　　林道烏帽子岳線法面調査委託（法面変状調査）

(2) 委託業務の仕様等　　説明書による

(3) 履行期間　　　　　　契約締結の日から令和７年３月１４日まで

(4) 履行場所　　　　　　佐賀県伊万里市東山代町滝川内

**２　参加資格に関する事項**

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1)佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定に基づき、「森林土木」の入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること。また、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく「森林土木」部門の登録を受けていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 公募開始の日の６か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積　極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 下記の要件を満たす技術者を配置できるものであること。

　　管理技術者及び照査技術者は、次の(1)～(2)のいずれかの要件を満たす者とする。

ア　林道設計業務の実務経験を有し、その業務に対応する別紙に掲げる３森林土木設計・調査・測量業務に該当する資格を有する者

イ　林道設計業務の実務経験を有し、学校教育法による大学若しくは高等専門学校（別表に定める指定学科）卒業後にあっては、20年以上、高等学校（別表に定める指定学科）卒業後にあっては、22年以上、又は土木コンサルタント等業務に関しては、25年以上の実務経験を有する者。

(8) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

**３　手続等に関する事項**

(1) 担当課　佐賀県伊万里農林事務所　林務課　普及・森林管理担当

住所　　　　佐賀県伊万里市新天町122-4

電話　　　　0955-23-5172

ファックス　0955-23-0057

メール　　　imarinourin@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和６年８月２２日から同１０月２日まで、佐賀県ホームページに掲載する。

**４　説明会**

　　希望者に対して、現場において説明する。

**５　参加資格の確認**

本件プロポーザルに希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限　　　令和６年８月２９日　午後５時まで必着

(2) 参加資格の確認結果は、令和６年８月３０日までに通知する。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

**６　提案書の提出**

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提案書の内容は、別添のとおりとする。

(2) 提出期限　　　令和６年９月１２日　午後５時まで必着

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

**７　評価に関する事項**

(1) 評価は、別添の評価基準により行う。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は０点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

**８　プレゼンテーション**

実施しない

**９　結果の通知**

令和６年９月１８日までに、すべての参加者に対し通知する。

**10　その他**

(1)契約保証金

ア　契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ　次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ｱ) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

（2）見積書について

　見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア　参加する資格のない者が行った場合

イ　プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ　見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ　１人で２以上の提案をした場合

オ　代理人でその資格のない場合

カ　提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア　参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

　最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が２人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

　　説明書による。

別紙

**森林土木設計・調査・測量委託業務における「管理技術者、照査技術者」の取扱い**

**１　管理技術者、照査技術者の資格要件**

1. 測量業務について

・測量士又は測量士補の資格を有する者。

1. 土木コンサル業務について
2. 技術士については、業務に該当する部門・選択科目及び類似業務について実務経験を有する者。
3. ＲＣＣＭについては、業務に該当する部門及び類似業務について実務経験を有する者。
4. 地質調査技士については、地質、土質及び基礎部門に限る。
5. 畑地かんがい技士については、農業土木部門の畑地かんがい業務に限る。
6. 農業土木技術管理士については、同種業務における実務経験を有する者。
7. 林業技士については、同種業務における実務経験を有する者。
8. 環境計量士については、同種業務における実務経験を有する者。
9. 実務経験者については、下記のとおりとする。

イ　学校教育法による大学若しくは高等専門学校（別表に掲げる指定学科を修めた者に限る。）卒業後、土木コンサルタント等業務に関して20年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。

ロ　学校教育法による高等学校（別表に掲げる指定学科を修めた者に限る。）卒業後、土木コンサルタント等業務に関して22年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。

ハ　土木コンサルタント等業務に関して25年以上の実務経験を有し、当該業務に実務経験を有する者。

　実務経験者に係る指定学科（別表）について

|  |  |
| --- | --- |
| 業　種 | 指　　定　　学　　科 |
| 土木コン  サルタント  業務 | 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）建築学、鉱山学、地学、物理学、地質工学、機械工学、都市工学、衛生工学、交通工学、環境工学、電気工学又は電気通信工学に関する学科 |

1. 地質調査業務について
2. 技術士については、応用理学部門の地質及び地質調査業務について実務経験を有する者。
3. ＲＣＣＭについては、地質部門及び地質調査業務について実務経験者を有する者。
4. 地質調査技士の資格を有する者。

**２　照査技術者の配置**

　（１）対象金額について

　　　 　① 設計金額が500万円以上の土木コンサルタント業務及び地質調査業務を対象とする。

　　　　② 設計金額が500万円未満の業務であっても、高度な技術力を要するものや構造物の重要度が高い土木コンサルタント業務及び地質調査業務は対象とし、対象業務は下記のとおりとする。

　　　　　イ 地すべり防止工事（解析を伴うもの）に関する業務

　　　　　ロ 落石対策工事（全て）に関する業務

　　　　　ハ　ボーリング調査等に関する業務

ニ 現場打ちコンクリート橋工事（床版橋）に関する業務

　　　　　ホ　その他構造計算及び応力計算等が伴う設計に関する業務

**３　森林土木設計・調査・測量業務に該当する資格者（部門・選択科目）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設計業務名 | 資格者 | 部門・選択科目 |
| 治山  設計業務 | 技術士 | 1. 森林部門－森林土木 2. 建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋 3. 総合技術管理部門－森林又は建設 |
| ＲＣＣＭ | 1. 森林土木 2. 河川、砂防及び海岸・海洋 |
| 認定技術  管理者 | 建設コンサルタント認定（国土交通省）   1. 森林土木部門 2. 河川、砂防及び海岸・海洋部門 |
| 林業技士 | 森林土木 |
| 林道  設計業務 | 技術士 | 1. 森林部門－森林土木 2. 建設部門－道路 3. 総合技術管理部門－森林又は建設 |
| ＲＣＣＭ | 1. 森林土木 2. 道路 |
| 認定技術  管理者 | 建設コンサルタント認定（国土交通省）   1. 森林土木部門 2. 道路部門 |
| 林業技士 | 森林土木 |